診断書等の記載内容について(障害児通所支援)

児童発達支援・放課後等デイサービス等をご利用される場合に、障害者手帳(身体・知的・精神)をお持ちでない方につきましては、**医師(専門の指定はございません。)の診断書・意見書**の提出が必要となります。

※診断書には、診断名(所見)・具体的な療育の必要性について、医師に記載をしてもらってください。

① 診断名(所見)

・「○○の疑い」の表記でも構いません。

(記載例)

- ・発達障害の疑い
- ・コミュニケーション障害
- 境界知能
- ・自閉症スペクトラム障害
- ・知的発達の遅れ

- ・言葉の遅れ
- ・社会性発達の偏り
- ・精神発達地帯の疑い
- ・注意欠如・多動症
- ・広汎性発達障害

② 療育の必要性

「○○が苦手なため、△△の療育が必要です。」

(記載例)

- ・集団での活動が難しいため、集団行動の療育が必要です。
- ・本児の発達を促すために療育の利用が必要と考えます。
- ・発達に遅れが認められる。発達支援のために療育訓練が必要と判断する。

問合せ先

西東京市健康福祉部 障害福祉課障害者相談係

電話:042-420-2805